

京都大学総合人間学部規程及び京都大学農学部規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学総合人間学部規程 (平成4年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学農学部規程 (昭和28年達示第23号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 学生は、学期の初めに履修する科目を定め、あらかじめ届け出なければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5条 (同 左)</p> <p><u>第5条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>第7条 (同 左)</p> <p><u>第7条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>